

○職員の育児休業等に関する条例（案） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一  育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>二  職員の定年等に関する条例第〇条第〇項又は第〇項〔注〕の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>〔注〕 （略）</p> <p>（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</p> <p>第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。</p> <p>（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことに<del>より</del>当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条に規定する事由に<del>該当した</del>ことにより当該育児休業の承認が取り消され</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一  非常勤職員</p> <p>二  臨時的に任用される職員</p> <p>三  育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>四  職員の定年等に関する条例第〇条第〇項又は第〇項〔注〕の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>五  育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</p> <p>六  前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することが<del>できる</del>場合における当該職員</p> <p>〔注〕 （略）</p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことに<del>より</del>当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条第<del>二</del>号に掲げる事由に<del>該当した</del>ことにより当該育児休業の承認が</p>

た後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二・三 (略)

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

五 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された

取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二・三 (略)

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

五 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

二 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用され

職員

二 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項又は第〇項〔注〕の規定により引き続き勤務している職員

〔注〕 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二・三 (略)

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

た職員

四 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項又は第〇項〔注〕の規定により引き続き勤務している職員

五 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

〔注〕 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二・三 (略)

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限り。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を

六 (略)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第十九条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六 (略)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二・三 (略)

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(部分休業をすることができない職員)

第十九条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

三 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

四 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。